県章

三重県公報

平成30年10月26日（金）
第　3052　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
673	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	（地域福祉課）	2
674	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	（同）	2
675	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	（同）	2
676	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	（同）	2
677	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	（同）	3
678	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	（同）	3
679	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	（同）	3
680	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	（同）	4
681	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	4
682	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	（同）	4
683	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	4
684	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	5
	公　　告		
	国土調査に係る成果の認証	（水資源・地域プロジェクト課）	6
	同件	（同）	6
	同件	（同）	6
	同件	（同）	7
	農用地利用配分計画の認可	（担い手支援課）	7
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	（農地調整課）	8
	土地改良事業の工事の完了	（同）	8
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（病院事業庁）	8
	お知らせ		
	落札者なしと決定した旨	（病院事業庁）	11

告　　示

三重県告示第 673 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2598-3	平成 30 年 10 月 1 日
福喜多耳鼻咽喉科	名張市鴻之台三番町 34 番地	平成 30 年 9 月 1 日
ほくせい整形外科クリニック	三重郡菰野町永井 3817	平成 30 年 10 月 1 日
桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	平成 30 年 5 月 1 日
医療法人　良友会　中尾歯科　神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不二ビル 201 号	平成 30 年 9 月 1 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	平成 30 年 9 月 1 日
ウエルシア薬局亀山東御幸町店	亀山市東御幸町 26 番地	平成 30 年 10 月 1 日
イオン薬局伊勢店	伊勢市楠部町乙 160-2	平成 30 年 9 月 1 日

三重県告示第 674 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ばん小児科	鈴鹿市石薬師町 358	ばんクリニック	平成 30 年 8 月 18 日
ばん小児科	鈴鹿市石薬師町 358	鈴鹿市石薬師町 2159-1	平成 30 年 8 月 18 日

三重県告示第 675 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほくせい整形外科クリニック	鈴鹿市石薬師町 1430 番地	平成 30 年 8 月 31 日
塩崎内科クリニック	津市久居新町 1124-1	平成 30 年 8 月 21 日
福喜多耳鼻咽喉科	名張市鴻之台 3 番町 34 番地	平成 30 年 8 月 31 日
桑名西医療センター	桑名市大字北別所 416 番地 1	平成 30 年 4 月 30 日
池田歯科	四日市市羽津中 1 丁目 5-28	平成 30 年 8 月 12 日
中尾歯科　神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号　第四不二ビル 201 号	平成 30 年 8 月 31 日
ひがし歯科医院	度会郡大紀町大内山字松原沖 347-7	平成 30 年 9 月 1 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	平成 30 年 8 月 31 日

三重県告示第 676 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
株式会社長谷部薬局	津市東丸之内 18-16	平成 30 年 9 月 1 日
なの花薬局明和店	多気郡明和町金剛坂 816-69	平成 30 年 8 月 31 日

三重県告示第 677 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2598-3	平成 30 年 10 月 1 日
福喜多耳鼻咽喉科	名張市鴻之台三番町 34 番地	平成 30 年 9 月 1 日
ほくせい整形外科クリニック	三重郡菰野町永井 3817	平成 30 年 10 月 1 日
桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	平成 30 年 5 月 1 日
医療法人　良友会　中尾歯科　神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不二ビル 201 号	平成 30 年 9 月 1 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	平成 30 年 9 月 1 日
ウエルシア薬局亀山東御幸町店	亀山市東御幸町 26 番地	平成 30 年 10 月 1 日
イオン薬局伊勢店	伊勢市楠部町乙 160-2	平成 30 年 9 月 1 日

三重県告示第 678 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ばん小児科	鈴鹿市石薬師町 358	ばんクリニック	平成 30 年 8 月 18 日
ばん小児科	鈴鹿市石薬師町 358	鈴鹿市石薬師町 2159-1	平成 30 年 8 月 18 日

三重県告示第 679 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほくせい整形外科クリニック	鈴鹿市石薬師町 1430 番地	平成 30 年 8 月 31 日
塩崎内科クリニック	津市久居新町 1124-1	平成 30 年 8 月 21 日
福喜多耳鼻咽喉科	名張市鴻之台 3 番町 34 番地	平成 30 年 8 月 31 日
桑名西医療センター	桑名市大字北別所 416 番地 1	平成 30 年 4 月 30 日
池田歯科	四日市市羽津中 1 丁目 5-28	平成 30 年 8 月 12 日
中尾歯科　神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号　第四不二ビル 201 号	平成 30 年 8 月 31 日
ひがし歯科医院	度会郡大紀町大内山字松原沖 347-7	平成 30 年 9 月 1 日

ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	平成 30 年 8 月 31 日

三重県告示第 680 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
株式会社長谷部薬局	津市東丸之内 18-16	平成 30 年 9 月 1 日
なの花薬局明和店	多気郡明和町金剛坂 816-69	平成 30 年 8 月 31 日

三重県告示第 681 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名	担当する障害分野
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	佐々木　　豪	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
地方独立行政法人　桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	小　寺　　仁	じん臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会　松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	出　﨑　良　輔	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会　松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	武　内　泰司郎	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
地方独立行政法人　三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450 番の 132	矢　田　祐　基	肢体不自由
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	伊　藤　久　人	心臓機能障害
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	米　川　貴　博	肢体不自由

三重県告示第 682 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名
医療法人高砂会　向井内科	志摩市阿児町鵜方 2452 番地 3	向　井　清　之

三重県告示第 683 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

第 1

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　477 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
三重郡菰野町大字潤田字検定1963番1地先 から 三重郡菰野町大字潤田字桜木1670番地先 まで	旧	41.14～57.04	411.40
	新	41.14～57.04	411.40

第2

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　25号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
亀山市加太北在家字板屋5481番1地先 から 亀山市加太北在家字小出6092番1地先 まで	新	0.23～18.82	717.80

第3

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　上稲葉羽野線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
津市稲葉町字稲初垣内861番地先 から 津市稲葉町字稲初垣内900番1地先 まで	旧	9.30～12.20	54.00
	新	9.30～19.90	54.00

第4

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　藤大三停車場線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
津市白山町古市字欠ケ11番1地先内	旧	10.80～12.60	26.00
	新	42.00～42.60	26.00

第5

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　老ヶ野古田青山線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
津市美杉町八知字倉骨5234番87地先内	旧	5.80～7.70	25.20
	新	5.80～9.00	25.20

第6

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　老ヶ野古田青山線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
伊賀市高尾字津本4157番2地先内	旧	3.60～4.10	16.30
	新	4.00～7.00	16.30

第7

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　六軒鎌田線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
松阪市久保田町字里廻り448番1地先 から 松阪市久保田町字里廻り445番1地先 まで	旧	37.14～44.70	21.62
	新	10.04～36.86	21.62

三重県告示第684号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
一般国道 477 号	三重郡菰野町大字吉澤字田子代 188 番 1 地先 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先 まで	平成 30 年 10 月 27 日 午後 3 時
県道 老ヶ野古田青山線	津市美杉町八知字倉骨 5234 番 87 地先内	平成 30 年 11 月 1 日
県道 老ヶ野古田青山線	伊賀市高尾字津本 4157 番 2 地先内	平成 30 年 11 月 1 日
県道 伊勢大宮線	度会郡度会町麻加江字八幡 650 番 2 地先 から 度会郡度会町麻加江字狭古 302 番 1 地先 まで	平成 30 年 10 月 26 日
県道 七色峡線	熊野市井戸町字杉山 2690 番 6 地先 から 熊野市井戸町字杉山 2690 番 14 地先 まで	平成 30 年 10 月 26 日

公　　告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　いなべ市
2　調査を行った期間
　平成 24 年 7 月から平成 30 年 3 月まで
3　成果の名称
　いなべ市（麓村の一部）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　いなべ市麓村地内
5　認証年月日
　平成 30 年 10 月 16 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　いなべ市
2　調査を行った期間
　平成 25 年 10 月から平成 30 年 3 月まで
3　成果の名称
　いなべ市（北金井の一部）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　いなべ市北金井、西方地内
5　認証年月日
　平成 30 年 10 月 16 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称

川越町

2　調査を行った期間

平成 25 年 9 月から平成 28 年 9 月まで

3　成果の名称

川越町（亀須新田②）の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

川越町亀須新田、当新田、亀尾新田地内

5　認証年月日

平成 30 年 10 月 16 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称

紀宝町

2　調査を行った期間

平成 21 年 3 月から平成 28 年 1 月まで

3　成果の名称

紀宝町（井田⑨）の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

紀宝町井田地内

5　認証年月日

平成 30 年 10 月 16 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 10 月 26 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　　所	
有限会社　種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字溝上 122-2 ほか 18 筆
横井　善彦	桑名郡木曽岬町和泉 138	桑名郡木曽岬町加路戸 720-1 ほか 1 筆
有限会社　木曽岬農業センター	桑名郡木曽岬町大字和泉 151	桑名郡木曽岬町加路戸 538-7 ほか 13 筆
堀内　克弘	三重郡菰野町諏訪 1883	三重郡菰野町大字諏訪字北浦 3761
奥川　美智子	松阪市中道町 271	松阪市嬉野津屋城町字横堤 1835 ほか 3 筆
株式会社　安保農園	松阪市嬉野一志町 652-6	松阪市嬉野一志町字西浦 1151 ほか 22 筆
農事組合法人　丹生営農組合	多気郡多気町丹生 1798-3	多気郡多気町丹生峠谷 2685 ほか 18 筆
農事組合法人　元丈の里営農組合	多気郡多気町波多瀬 681 番地 5	多気郡多気町波多瀬山下 347 ほか 18 筆
株式会社　米田ライス	多気郡多気町下出江 2327 番地	多気郡多気町波多瀬安畑 1065-1 ほか 1 筆

2　農用地利用配分計画の認可日

平成 30 年 10 月 26 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成 30 年 10 月 26 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

馬場池用水土地改良区（伊賀市比土 2785 番地）

退任監事

伊賀市比土 2853 番地　岡　井　武　史

〃　〃　2824 番地　廣　岡　信　一

退任清算人

伊賀市比土 2785 番地　松　永　省　二

〃　〃　2709 番地の 1　大　石　幸　生

〃　〃　2780 番地　中　岡　政　次

〃　〃　2769 番地　今　中　八　起

〃　〃　2765 番地　藤　原　秀　幸

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）	熊野北部地区（農道整備）	平成 28 年 2 月 18 日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）	熊野北部地区（農用地の改良又は保全）	平成 30 年 3 月 7 日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）	熊野北部地区（農業用用排水施設整備）	平成 30 年 3 月 23 日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 26 日

三重県病院事業庁長　長　谷　川　耕　一

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

マンモグラフィー撮影装置一式の購入

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　納入期限

平成 31 年 3 月 29 日（金）

(4)　納入場所

三重県立志摩病院（三重県志摩市阿児町鵜方 1257）

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　該当の案件を履行するにあたり、高度管理医療機器等販売業の許可を有している者であること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成 30 年 12 月 7 日（金）12 時 00 分までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5 (1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4)　過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(5)　高度管理医療機器等販売業の許可証の写し

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班　担当　坂崎

電話　059-224-2350　ファクシミリ　059-224-2349

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 30 年 12 月 25 日（火）10 時 00 分まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成 30 年 12 月 12 日（水）17 時 00 分までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 12 月 25 日（火）10 時 00 分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成 30 年 12 月 25 日（火）10 時 00 分

なお、入札書は平成 30 年 12 月 16 日（日）から同月 25 日（火）10 時 00 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班

案件名　マンモグラフィー撮影装置一式の購入入札書在中

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成 30 年 12 月 25 日（火）10 時 10 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県病院事業庁県立病院課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased：

One Mammography Machine and Related Accessories

(2)　Bid Submission Deadline：

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, December 25, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Sunday, December 16, 2018 and 10：00 A.M. Tuesday, December 25, 2018.

(3)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Tuesday, December 25, 2018.

(4)　Managing Authority：

Prefectural Hospital Division, Mie Prefectural Hospital Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350 (Japanese only)

お　知　ら　せ

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により平成 30 年 8 月 24 日付け三重県公報第 3034 号に登載しました、マンモグラフィー撮影装置一式の購入に係る一般競争入札については、次のとおり落札者なしと決定しました。

平成 30 年 10 月 26 日

三重県病院事業庁長　長　谷　川　耕　一

1	物品等の名称及び数量	マンモグラフィー撮影装置　一式
2	担当部局	津市広明町 13 番地 三重県病院事業庁県立病院課
3	入札結果	落札者なし 理由：予定価格に達しなかったため、落札者なしとします。
4	落札者なしと決定した日	平成 30 年 10 月 16 日
5	決定手続	一般競争入札
6	入札公告日	平成 30 年 8 月 24 日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/